

はじめに

本格的な少子高齢化が進むなか、子どもから高齢者まで、そして障害や病気のある人もない人も、心豊かに安心した生活を送ること、これが私たちの願いです。

本市では、これまでも、保健・福祉・医療の充実に努めてきました。

しかしながら、近年の社会経済状況の変化により保健・福祉・医療のあり方が問われる一方、本格的な少子高齢化、核家族化の進行、高齢者世帯の増加などから、そのニーズは多様化かつ複雑化しています。

こうしたニーズに対し、独立行政法人国立病院機構豊橋病院（中野町）の跡地を取得し、地域保健法で設置が義務づけられている保健所と健康づくりを推進する拠点の保健センターを一体的に整備し、また、乳幼児の健診と深くかかわる障害児の早期発見、早期療育を行う地域療育センター（仮称）を併設することで、保健・福祉・医療サービスを効率的かつ効果的に提供する必要があります。

また、市民が、いつでも安心して医療を受けられる体制を確保するため、休日夜間急病診療所も併せて整備していきます。

保健所・保健センターの整備

中核市として保健所・保健センターを設置し、市民の健康を支えるために保健、健康づくり支援サービスを総合的に提供します。

地域療育センター（仮称）の整備

障害児やその家族を支援し、関係する機関、施設等との連携を図り、本市の中心かつ総合的な療育支援サービスを提供します。

休日夜間急病診療所の整備

休日や夜間の急病に対応する安心で利用しやすい診療所としてサービスを提供します。

さらに、こうした「保健・福祉・医療」機能が一体となったこのゾーンにおいて、医師会、歯科医師会、薬剤師会やその他関係機関などと協力しながら、災害時などに迅速かつ効率的に対応できる体制整備を目指していきます。

【豊橋病院（中野町）跡地利用イメージ】

【「保健・福祉・医療」機能の一体的なサービス提供】

